

社会福祉法人文京区社会福祉協議会 「B チャレ」(提案公募型協働事業) 要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人文京区社会福祉協議会(以下「文社協」という。)が、地域連携ステーション「フミコム」(以下「フミコム」という。)の目的である「新たなつながりを創出し、地域の活性化や地域課題の解決を図るための協働の拠点」の体现化を目指し、協働により地域課題解決に向けて、新たにチャレンジする事業を募集し、その事業を実践する活動に助成することを目的とする。

(定義)

第2条 「B チャレ」とは、Bunkyo(文京区)における新たなチャレンジのことをいう。

(助成対象事業)

第3条 助成対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 新たなつながり部門

区及び文社協が把握し、年度ごとに設定した地域課題に関して、その解決に向けた礎を築くために理解者を増やすことを目的に、地域・区と連携・協働する事業であること。

(2) チャレンジ部門

地域の団体等が、自らが文京区の地域課題だと捉えるテーマの検証を目的として行うイベントあるいはキャンペーン事業であること。

(助成対象団体)

第4条 助成金の交付を申請できる団体(以下「申請団体」という。)は、区内で活動を展開している、もしくは展開を予定している任意団体、NPO法人、一般社団法人、企業等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する法人等は申請することができない。

(1) 政治団体又は宗教団体であるもの

(2) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、反対することを目的として活動するもの

(3) 文京区指定管理者の指定等に係る暴力団排除措置要綱(23文企企第328号)(以下「暴力団排除措置要綱」という。)第3条各号の排除措置要件に該当するもの

(助成対象経費)

第5条 助成対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、第3条に定める事業に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは助成の対象としない。

(1) 新たなつながり部門

- ① 継続的に使用している器具什器等の買替え費用
- ② 相場価格を超える講師謝礼金
- ③ その他、助成対象経費とすることが適当でないと文社協会長（以下「会長」という。）が認める経費

(2) チャレンジ部門

- ① 助成期間を超えても資産になり得るもの
- ② 相場価格以上の講師謝礼金
- ③ 団体等の職員・スタッフへの人件費
- ④ 助成対象経費とすることが適当でないと会長が認める経費

(助成金の交付額)

第6条 助成金の交付額は、次の各号に掲げる部門に応じ、当該年度の予算の範囲内において当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 新たなつながり部門 1件あたり 100万円
- (2) チャレンジ部門 1件あたり 20万円

(助成期間)

第7条 助成金の対象期間は、それぞれの部門によって次に掲げるとおりとする。

- (1) 新たなつながり部門 当該年度の4月から翌年の2月までとする。
- (2) チャレンジ部門 当該年度の交付決定日から当該年度内に行われる事業を終了するまでとする。

(助成金の申請)

第8条 申請団体は、エントリーシート（様式第1号）を所定の期限までに、申請するものとする。

- 2 会長は、申請団体に対し、前項に定めるもののほか、助成金の交付決定に必要な書類の提出を求めることができる。

(助成金選定の手続き)

第9条 助成の対象となる団体（以下「助成団体」という。）は、それぞれの部門において、次の各号に定める選定手続きに基づいて選定される。

- (1) 新たなつながり部門及びチャレンジ部門について、エントリーシート及び添付資料に基づき書類審査を行う。
- (2) 新たなつながり部門に関しては、書類審査を通過した事業について申請団体によるプレゼンテーションを行い、審査委員会が審査を行う。
- (3) チャレンジ部門に関しては、書類審査を通過した事業について審査会が審査を行う。

(助成金の交付決定及び通知)

第10条 会長は、申請団体から第8条に定める助成金の申請を受けた場合は、審査委員会等を招集し、その内容を審査する。審査の結果、助成金の交付を決定したときは交付決定通知書(様式第2号の1)を、不交付を決定したときは不交付決定通知書(様式第2号の2)を申請団体に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による交付の決定にあたって、助成金の交付の目的を達成するために、必要があると認めた時には、条件を付することができる。

(助成金の交付請求)

第11条 助成団体は、前条の交付決定通知書を受けたときは、指定の期日までに、交付請求書兼口座振込依頼書(様式第3号)により、会長に助成金を請求するものとする。

(助成事業の変更)

第12条 助成団体は、助成金の交付決定通知を受けた後に事業内容を変更する場合は、届出事項変更承認申請書(様式第4号)を会長に提出し、その承認書(様式第5号)を受けなければならない。

(助成事業の中止・廃止の承認)

第13条 助成団体は、助成対象事業を中止または廃止する場合は、速やかに事業中止・廃止承認申請書(様式第6号)を、会長に提出し、その承認書(様式第5号)を受けなければならない。

(状況報告・調査・指導)

第14条 会長は、助成事業の遂行状況等について調査を必要と認めたときは、助成団体から報告を求めることができる。

2 会長は、前項の報告により必要と認めたときは、実地調査、検査、指導を行うことができる。

(助成金の交付・実績報告)

第15条 会長は、第11条の交付請求を受けたときは、指定の期日までに助成団体が指定した口座へ交付するものとする。助成金は概算払いとする。

2 助成団体は、当該各号に定める期日までに実績報告書(様式第7号)に、領収書の写しを添付し提出するものとする。助成団体は決定した助成対象支出分全ての領収書(原本)の5年間の保管を行い、求めに応じて提出する義務を負う。

3 会長は、実績報告書類等の審査等を行い、助成金の精算が必要な場合は精算通知書(様式第8号)を送付し、精算を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 会長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前条の実績報告による助成対象事業の実施状況が、第7条の交付申請の内容から著しくかい離しているとき。
- (3) 前2号のほか、助成金の交付決定の内容、これに付した条件、助成金の規定に基づく指導に従わないとき

2 会長は、前項の規定により助成金交付決定を取り消したときは、助成団体に対し、速やかにその内容を交付決定取消通知書（様式第9号）により通知する。

(助成金の返還)

第17条 会長が前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の取り消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、助成団体は指定期限内にその額を返還しなければならない。

付則

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

付則

2 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

付則

3 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

付則

4 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

付則

5 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。